

平成 24 年 2 月 13 日

目白大学同窓会会員の皆様

目白大学同窓会
会長 渡辺尚吾

平成 23 年度目白大学同窓会総会の知らせ

(書 面 総 会)

拝啓

会員の皆さまにおかれましては時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

また震災で被災された方々には心からお見舞い申し上げますと共に、早期の復興を祈念致します。

この度、送付させていただいた資料につきましては、本来、毎年度定期総会を開催しており、近年は大学祭に合わせて両キャンパスで持ち回りで開催しましたが、近年、総会の参加者が 10 名にも満たない状況でこれは全会員の 1%にも満たない人数に過ぎません。今年度も 10 月開催を検討しましたが、参加人数を考慮した結果、定期総会をやむなく中止とし、臨時総会を書面にて行うことを幹事会で決定致しました。つきましては、平成 23 年度の臨時総会（書面総会）を、以下の通りで承認をいただきたく存じます。

1, 議決数

目白大学同窓会 正会員 8,441 名の内、書類送付が可能な 7,285 名の方を出席会員とし、本会会則第 14 条に基づき出席会員の過半数の賛成をもって決議されるものと致します。注 1) つきましては、下記の回答方法にてご回答いただき、ご返信のない方についてはご承認いただいたものとさせていただきます。事情をご理解いただき、各議案につきご審議の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

2, 回答方法

ご承認いただけない議案は同封の返信はがきの該当する議案へ印を付け署名のうえ、平成 23 年 2 月 29 日 注 2) までにご投函ください。

3, ご報告

決議の内容につきましては、締め切り終了後採決を行い、速やかに HP 上にて報告させていただきます。

今後の総会については、代議員制の導入（案）など同窓会のシステムの見直しをおこない、会員の意見が集約され、会員の絆が深められる同窓会運営が出来るよう取組んでいきたいと思っておりますので皆様のご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。

敬具

注 1) 議案書は別紙をご参照ください。

注 2) 平成 24 年 3 月 10 日当日消印有効

平成 23 年度 目白大学同窓会総会

議案 議事

- ・ 1号議案 平成 22 年度活動報告
- ・ 2号議案 平成 22 年度決算報告(別紙)
- ・ 3号議案 平成 23 年度役員改選
- ・ 4号議案 平成 23 年度事業計画
- ・ 5号議案 同窓会会則改訂について
- 6号議案 同窓会事務局業務外部委託について
- ・ 7号議案 平成 23 年度予算案 (別紙)
- ・ 8号議案 報告事項
- ・ 同窓会組織の再編について
- ・ 同窓会会員の勤務先の情報収集と学生の就職活動支援について
- ・ 「桐和奨学会」運営状況について
- ・ 海外支部状況について
- ・ 大学院卒業生加入について

平成 23 年度 目白大学同窓会 定例総会 議案書

【1号議案】平成 22 年度事業報告

平成 22 年	4 月 2 日	目白大学両キャンパス合同入学式(大宮ソニックシティ)
	5 月 8 日	第 1 回幹事会開催 <ul style="list-style-type: none">・ 奨励費事業進捗報告・ 総会議案について
	6 月 21 日	課外活動奨励費事業説明会(岩槻キャンパス)
	6 月 22 日	課外活動奨励費事業説明会(新宿キャンパス)
	6 月 25 日	桐和奨学会総会
	7 月 11 日	課外活動奨励費事業審査(新宿キャンパス)

7月17日	課外活動奨励費事業表彰式（私学会館）
7月31日	同窓会報10号を発行・会員住所へ発送
8月5日	キャリアセンター主催 学内合同説明会同窓生の相談コーナー設置 （新宿キャンパス）
9月4日	第2回幹事会 ・課外活動奨励費事業反省事項 ・広報誌発行につて ・総会議案について ・大学祭運営の準備、大学との調整について
10月17日	第3回幹事会 ・広報誌発行につて ・総会議案について ・大学祭運営の準備、大学との調整について
10月23～24日	桐和祭開催（新宿キャンパス）、24日同窓会総会開催
10月30～31日	桐榮祭開催（岩槻キャンパス）
12月11日	第4回幹事会 ・大学祭出店反省 ・就職支援事業3月19日開催企画について
3月19日	同窓会主催就職支援イベント開催（震災により延期）
3月24日	目白学園評議員会参加
3月25日	学位授与式（震災により中止）

●平成22年度課外活動奨励費授与対象団体報告

- ・ 開催日 平成22年7月11日(日)
- ・ 場 所 新宿キャンパス 研心館
- ・ 応募団体
- ・ (岩槻キャンパス) 音楽部、吹奏楽部、
(新宿キャンパス) ソングリーディング部、バトミントン部、チアリーディング部、ラクロス部、
バトミントン同好会、志
- ・ 奨励金対象団体
- (岩槻キャンパス) 吹奏楽部 (21,000円)
- (新宿キャンパス) ソングリーディング部 (48,000円)、バトミントン部 (12,000円)、チアリー
ディング部 (210,000円)
- (総額) 416,000円
- (備品進呈) 志：救急セット、新宿キャンパス：体育館用工場扇×3機

奨励費事業は学内の課外活動団体へ対し、公募を行い、審査会では申込団体に10分程度のプレゼン

テーション時間を与え、活動内容や奨励費の使用目的を公表してもらい、同窓会幹事が審査を行います。しかし、22年度は、例年になく応募団体も少なく、残念がら課外活動の取り組み意欲が以前に比べ減少している傾向があり、奨励費の趣旨を理解いただいた団体に対し授与致しました。

【2号議案】 平成22年度決算・会計監査報告

※ 別紙参照のこと

【3号議案】平成23年度役員改選 敬称省略

- ・ 会長 渡辺尚吾（人文1期生）
- ・ 副会長 樋口裕美（人社1期生）
- ・ 副会長 神田瑞枝（経営1期生）
- ・ 幹事長 田中了（人文7期生）
- ・ 事務局長 田中了（人文7期生）兼務
- ・ 事務局 山西茂（人文1期生）、山本加奈子（人文1期生）、和田ひとみ（人文1期生）
- ・ 広報 田中了（人文7期生）兼務、池田幸子（人社1期生）
- ・ 企画 松井直樹（人文1期生）、
- ・ 財務 神田瑞枝（経営1期生）
- ・ 会計監査 坂本幸久（人文1期生）
- ・ 退任：事務局：根本有己（人文11期生）

【4号議案】平成23年度事業実績及び計画

- | | | | |
|-------|-----------|----------------------------|---------|
| 平成23年 | 4月4日 | 目白大学両キャンパス合同入学式(大宮ソニックシティ) | 震災により中止 |
| | 4月30日 | 第1回幹事会開催 | |
| | | ・ 震災に伴う会員対応と学生への給付金対応について | |
| | | ・ 就職支援事業延期に伴う今後の対応について | |
| | 5月 | 在学生の災害見舞奨学金給付の支給 | 3名に支給 |
| | 6月4日 | 第2回幹事会開催 | |
| | | ・ 大学祭出店関連 | |
| | | ・ 同窓会事務局業務外部委託案について | |
| | 7月23日 | 第3回幹事会開催 | |
| | | ・ 大学祭出店運営、桐和奨学会運営委員会出席報告、 | |
| | | ・ 同窓会事務局業務外部委託業者の提案 | |
| | | ・ 広報紙発行について | |
| | 6月24日 | 桐和奨学会運営委員会 | |
| | | 渡辺会長、山西事務局員参加 | |
| | 10月1日 | 同窓会事務局業務外部委託開始 | |
| | 10月22～23日 | 桐和祭開催(新宿キャンパス) | |
| | 10月29～30日 | 桐榮祭開催(岩槻キャンパス) | |
| | 12月3日 | 同窓会・大学キャリアセンター共催「就職支援企画」開催 | |
| | 2月 | 第4回幹事会開催 | |

3月26日 学位授与式出席予定

【5号議案】目白大学同窓会会則改定

※別紙参照のこと

当会、発足当時より制定してきた会則の細部の見直しを行い、基本の考え方に変更はありませんが、細部の文言について修正を行います。

【6号議案】同窓会事務局業務外部委託について

平成22年度総会にて、承認を頂いた同窓会事務局のスタッフ常駐化とスタッフのアルバイト要員について幹事会で検討を行っておりましたが、事務局ノウハウの不足と幹事の負担が大きいため、既の実績のある企業への業務委託を幹事会にて行うことを決定致しました。

この度、株式会社日本アスペクトコア様より、同窓会事務局業務の請負のご提案をいただき、平成23年10月1日～平成24年3月31日までの契約において、1名の常駐スタッフを同窓会事務局に勤務していただき、下記の業務範囲を委託します。

- ① 一般事務業務（会員名簿管理、電話・メールの受付・報告業務）
- ② 管理業務（会員名簿の調査・メンテナンス、不明者追跡）
- ③ 作成・入力業務（会報誌・DM制作、各種事務局運営マニュアル作成、議事録作成）
- ④ 広報活動支援（事務局運営に関するコンサルティング）

予算額 500万円（税別）

上記には運営業務以外に、同窓会事務局運営のコンサル業務も含めた内容であり、今後の事務局運営の基盤づくりを行う、投資として委託を決定致しました。平成24年度については、23年度の実績と成果を幹事会で判断し、継続の必要性を検討します。

【7号議案】23年度予算について

※ 別紙参照のこと

【8号議案】報告事項

・同窓会組織・代議員制の導入について

現在、同窓会の総会の出席者が少なく、会員全体の意見が反映されにくく、会員への公平なサービス提供が不十分な状態にあります。また、事務局、幹事会のメンバーも年代、出身学部により偏りがあるため、各学部、卒業年次から均等に運営スタッフへ迎え入れることが急務であります。

そこで、組織の再編成を検討し、新たに同窓会公認の団体を増やし、そこから役員の選出を行い、同窓会のネットワークを拡大していくことを目標に、同窓会公認団体のガイドラインの作成を進めていきたいと考えています。（同窓会公認団体：例 ゼミ、課外活動、出身地など）

ガイドラインには、公認団体の条件（継続性、構成人数、代表者選出、総会への参加、構成員の名簿作成）などを検討し、卒業後のネットワークの基盤づくりを目標にします。

また、代議員制を導入することにより、同窓会総会の参加者を明確にし、会員の意見を反映できる同窓会組織の実現を目指し、大学と十分に協議を行い準備を進めていきます。

・同窓会会員の勤務先の情報収集と学生の就職活動支援について

現在、就職活動において目白大学の学生たちは、卒業生の就職先の情報が乏しく、十分にOB・OG訪問などが行える環境にありません。この度、大学のキャリアセンター（旧就職課）の要請、また今後の同窓会員同士のネットワークづくりを目的に会員から就職先の企業名と会員の連絡先を希望者からネット経由で情報収集を行います。会員から提供いただいた情報は、目的外の利用は致しません。

既に賛同いただいた会員から、徐々に情報収集を始めております。就職支援事業のひとつとして、23年3月に大学のキャリアセンターと同窓会の共催で現役学生の就職相談会を企画しておりましたが、震災の影響により23年12月3日に第1回を開催しました。今後も引き続き、1事業として取り組んでいきます。

・「桐和奨学会」運営状況について

18年度より、活動を開始した「桐和奨学会」は、年間50万円、10名程度を対象に運営を開始しましたが、昨年度は震災、経済事情の悪化に伴い、83名（22年度）への貸与を行っています。本年もそれを上回る申請者です。現在、年1回の運営委員会が開催され、持回り審議の開催で承認が行われています。しかし、数名の滞納者がいるため、滞納者からの回収の対策を行う課題が生じています。現時点では奨学会自体の資金は十分であります。申請者の状況に応じて、同窓会からの資金支援など柔軟な対応をしていきたいと考えています。当会役員は、次の通り

渡辺同窓会長（オブザーバー）、樋口副会長（運営委員）、山西茂氏（監査委員）

・海外支部活動状況について

19年度から、韓国、中国出身で現在帰国している会員を中心に、韓国支部と中国支部の設立を現地で行いました。

（韓国支部）今年度は定期的な会議が開催されていない状況です。しかしながら、目白大学と韓国との大学16校が姉妹校になっており、80名の交換留学を行っています。

韓国支部では、日本からの学生への支援を組織的に行えるような取組みを準備していきたいと考えています。

（中国支部）今年度は定期的な会議が開催されていない状況です。

・大学院卒業生の同窓会への加入について

19年度の議案として可決された、大学院卒業生を同窓会会員として構成員に含むことになり、会則の改定を行いました。その後、大学側では検討が中断していたため、再度、大学へ対して同じキャンパスで学んだ仲間として、会員に迎えることを強くアピールして同窓会員への加入を進めていきます。

以上

目白大学同窓会会則（改訂案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、目白大学同窓会と称する。

（位置）

第2条 本会の本部を、目白大学新宿キャンパス内に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、合わせて母校の発展に協力することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）会員の相互扶助・親睦に関する事業
- （2）母校の教育活動への協力に関する事業
- （3）母校の学生に対する支援に関する事業
- （4）会員名簿の作成および会誌の発行に関する事業
- （5）その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

（正会員）

第5条 本会は、母校の卒業生（大学院を含む）を正会員とする。

2 中途退学者が正会員になることを希望する場合には、幹事会の審議を経なければならない。

（名誉会員）

第6条 本会は、本会の発展に功労にあった者で、かつ、幹事会で承認された者を、名誉会員とすることができる。

第3章 運営組織

（役員）

第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）幹事長 | 1名 |
| （4）幹事 | 若干名 |
| （5）事務局長 | 1名 |
| （6）財務 | 若干名 |
| （7）会計監査 | 1名 |

2 前項に定める役員その他、幹事会の定めるところにより、必要な役員及び各種委員を置くことができる。

3 総会の審議を経て、名誉会長を置くことができる。

（役員を選出）

第8条 会長及び副会長は、幹事会の定めるところにより、総会においてこれを選出する。

2 幹事長、幹事及び会計監査は、会長がこれを任命する。

3 事務局長は、幹事の中から互選される。

(役員任期)

第9条 役員任期は、就任後2年以内の最終決算に関する定期総会の終了時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、その議長にあたる。
- 4 幹事は、幹事会を運営し、幹事会の業務を分担する。
- 5 事務局長は事務局を統括し、本会の事務を所掌する。
- 6 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(機関)

第11条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関として位置づける。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催される。
- 3 定期総会は、毎年1回、定期的で開催することとする。
- 4 臨時総会は、会長及び幹事会が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会が行う事業の承認
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 本会役員を選出
- (4) その他幹事会において重要と認められた事項の承認

(幹事会)

第14条 幹事会は、第7条に定める役員全員によって構成され、総会に次ぐ決定権を有する。

- 2 幹事会は毎年3月と9月に開催する。ただし、幹事長において開催が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 幹事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 幹事会の議事は、出席者の3分の2以上の同意をもってこれを決する。
- 5 幹事会に欠席する場合は、委任状を提出することで、議決権を行使することができる。
- 6 幹事会に連続して2回無断欠席した場合は、幹事会構成員としての職務遂行を認めない。

(幹事会の審議事項)

第15条 幹事会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 予算案の審議

- (2) 会則改訂の発議
- (3) 事業案の審議
- (4) その他の重要事項

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局委員若干名を置く。ただし、事務局委員は、第7条第1項第4条に定める幹事の中から互選される。

3 事務局委員の任期は当該幹事の任期と同一とする。

4 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 金銭出納及び財務管理等に関する事務
- (2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
- (4) 会員名簿の作成に関する事務
- (5) 会報の発行に関する事務
- (6) その他、本会運営に関する事務

第4章 会 計

(資産及び経費)

第17条 本会の資産は次の各号に掲げるものを以って構成し、経費は、資産を以ってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、その他の収入

(終身会費)

第18条 本会の正会員は、目白大学卒業時に終身会費25,000円を一括納入する。

(会計年度)

第19条 本会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、幹事会が別に定める。

(会則の改廃)

第21条 本会則の改廃は、総会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成11年2月20日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成16年11月14日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成17年10月30日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成19年6月23日から効力を発する。
- 1 この会則は、平成24年 月 日から効力を発する。

目白大学同窓会会則 改訂部分の新旧対照表

新	旧
<p>(位 置)</p> <p>第2条 本会の本部を、目白大学新宿キャンパス内に置く。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 会員の相互扶助・親睦に関する事業</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 母校の学生に対する支援に関する事業</p> <p>(4) 会員名簿の作成および会誌の発行に関する事業</p> <p>(5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業</p> <p>(正会員)</p> <p>第5条 本会は、母校の卒業生(大学院を含む)を正会員とする。</p> <p>2 中途退学者が正会員になることを希望する場合には、幹事会の審議を経なければならない。</p> <p>(名誉会員)</p> <p>第6条 本会は、本会の発展に功労にあった者で、かつ、幹事会で承認された者を、名誉会員とすることができる。</p> <p>(役 員)</p> <p>第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 会計監査 2名 (廃案)</p> <p>2 前項に定める役員その他、幹事会の定めるところにより、必要な役員及び各種委員を置くことができる。</p> <p>3 総会の審議を経て、名誉会長を置くことができる。</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第8条 会長及び副会長は、幹事会の定めるところにより、総会においてこれを選出する。</p> <p>2 幹事長、幹事及び会計監査は、会長がこれを任命する。</p>	<p>第2条 本会の事務局は目白大学岩槻キャンパス内に置く</p> <p>第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う</p> <p>1) 会員の相互扶助・親睦のための活動・行事</p> <p>2) 略</p> <p>3) 目白大学生に対する支援</p> <p>4) 会員名簿の作成および会誌の発行</p> <p>5) その他必要と認められた事項</p> <p>第4章 構成員</p> <p>第5条 本会は母校の卒業生(大学院を含む)を正会員とする</p> <p>第7条 中途退学者が正会員になることを希望する場合には幹事会において審議決定をする</p> <p>第6条 本会は本会の発展に功労にあった者で、幹事会で認められた者を名誉会員とする</p> <p><役員></p> <p>第15条 本会は次の役員を置く</p> <p>1) ～5) 略</p> <p>6) 事務局委員 若干名</p> <p>7) 財務 2名</p> <p>8) 略</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 本会は総会の決議により、名誉会長を置くことができる</p> <p>(新設)</p>

<p>3 事務局長は、幹事の中から互選される。 (役員任期)</p> <p>第9条 役員任期は、就任後2年以内の最終決算に関する定期総会の終了時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。 (役員職務)</p> <p>第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 幹事長は、幹事会を招集し、その議長にあたる。</p> <p>4 幹事は、幹事会を運営し、幹事会の業務を分担する。</p> <p>5 事務局長は事務局を統括し、本会の事務を所掌する。</p> <p>6 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。 (機関)</p> <p>第11条 本会に、次の機関を置く。 (1) 総会 (2) 幹事会 (3) 事務局 (廃案)</p> <p>(総会)</p> <p>第12条 総会は、本会の最高議決機関として位置づける。</p> <p>2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催される。</p> <p>3 定期総会は、毎年1回、定期的で開催することとする。</p> <p>4 臨時総会は、会長及び幹事会が必要と認めるときに開催する。</p> <p>5 総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>6 総会の議事は、出席会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (総会の審議事項)</p> <p>第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p>	<p>第8条 本会は次の機関を置く 1) 総会 2) 幹事会 3) 事務局 4) 会計監査 <総会></p> <p>第9条 総会は本会会員の最高議決機関である</p> <p>第10条 総会は定期総会、臨時総会として開催される</p> <p>第11条 定期総会は毎年1回、定期的で開催することにする</p> <p>第12条 臨時総会は会長および幹事会が必要と認めるときに開催する (新設)</p> <p>第14条 採決は出席会員の過半数の賛成をもって決議されるものとする</p> <p>第13条 総会は次の事項を審議、決定する</p>
--	--

<p>(1) <u>本会が行う事業の承認</u></p> <p>(2) <u>予算・決算の承認</u></p> <p>(3) <u>本会役員を選出</u></p> <p>(4) <u>その他幹事会において重要と認められた事項の承認</u></p> <p><u>(幹事会)</u></p> <p><u>第14条 幹事会は、第7条に定める役員全員によって構成され、総会に次ぐ決定権を有する。</u></p> <p><u>2 幹事会は毎年3月と9月に開催する。ただし、幹事長において開催が必要と認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 幹事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。</u></p> <p><u>4 幹事会の議事は、出席者の3分の2以上の同意をもってこれを決する。</u></p> <p><u>5 幹事会に欠席する場合は、委任状を提出することで、議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>6 幹事会に連続して2回無断欠席した場合は、幹事会構成員としての職務遂行を認めない。</u></p>	<p><u>1) 本会が行う事業の承認</u></p> <p><u>2) 予算・決議の承認</u></p> <p><u>3) 本会役員を選出</u></p> <p><u>4) 重要と認められた事項の審議、決定</u></p> <p><u><幹事会></u></p> <p><u>第17条 幹事会は総会に次ぐ決定権を有する。</u></p> <p><u>第20条 幹事会は年2回(3・9月)に開催する。ただし、幹事長が開催の必要と認めた場合は、この限りではない。また、構成員は全役員とする。</u></p> <p><u>第19条 幹事会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する</u></p> <p><u>第21条 幹事会に無断で連続して2回欠席し場合は、職務の遂行を許さない。欠席の場合は、委任状を以って参加とみなす</u></p>
<p><u>(幹事会の審議事項)</u></p> <p><u>第15条 幹事会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する</u></p> <p><u>(1) 予算案の審議</u></p> <p><u>(2) 会則改訂の発議</u></p> <p><u>(3) 事業案の審議</u></p> <p><u>(4) その他の重要事項</u></p> <p><u>(事務局)</u></p> <p><u>第16条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。</u></p> <p><u>2 事務局に事務局委員若干名を置く。ただし、事務局委員は、第7条第1項第4条に定める幹事の中から互選される。</u></p> <p><u>3 事務局委員の任期は当該幹事の任期と同一とする。</u></p> <p><u>4 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p><u>(1) 金銭出納及び財務管理等に関する事務</u></p> <p><u>(2) 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務</u></p> <p><u>(3) 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務</u></p> <p><u>(4) 会員名簿の作成に関する事務</u></p> <p><u>(5) 会報の発行に関する事務</u></p>	<p><u>第18条 幹事会は本会の運営上必要とする次の企画立案等の事項を協議する</u></p> <p><u>1) 予算案の審議</u></p> <p><u>2) 会則改訂の発議</u></p> <p><u>3) 事業案の審議</u></p> <p><u>4) その他重要な事項</u></p> <p><u><事務局></u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第23条 事務局委員は幹事の中より互選され、任期は1年とし再選をさまたげない</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第22条 事務局は次の事務を行う</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>1) 総会などの開催通知</u></p> <p><u>2) 諸行事の通知</u></p> <p><u>3) 会員名簿の作成</u></p> <p><u>4) 会報の発行</u></p>

<p>(6) <u>その他、本会運営に関する事務</u> <u>(資産及び経費)</u></p> <p><u>第17条 本会の資産は次の各号に掲げるものを以って構成し、経費は、資産を以ってこれに充てる。</u></p> <p><u>(1) 会費</u> <u>(2) 資産から生ずる収入</u> <u>(3) 寄付金、その他の収入</u></p> <p><u>(終身会費)</u></p> <p><u>第18条 本会の正会員は、目白大学卒業時に終身会費25,000円を一括納入する。</u></p> <p><u>(会計年度)</u></p> <p><u>第19条 本会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(廃案)</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第20条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、幹事会が別に定める。</u></p> <p><u>(会則の改廃)</u></p> <p><u>第21条 本会則の改廃は、総会の審議を経なければならぬ。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この会則は、平成11年2月20日から効力を発する。</u></p> <p><u>1 この会則は、平成16年11月14日から効力を発する。</u></p> <p><u>1 この会則は、平成17年10月30日から効力を発する。</u></p> <p><u>1 この会則は、平成19年6月23日から効力を発する。</u></p> <p><u>1 この会則は、平成24年 月 日から効力を発する。</u></p>	<p><u>5) その他運営に関する事務</u></p> <p><u>第6章 財務</u></p> <p><u>第26条 本会経費は正会員の会費および寄付金等の雑収入をもってこれにあてる</u></p> <p><u>第29条 本会会員は母校卒業時に終身会費25,000円を納入する</u></p> <p><u><会計監査></u></p> <p><u>第28条 本会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第24条 会計監査は会員中より総会で承認された者が行う</u></p> <p><u>第25条 会計監査は毎年1回会計を監査し総会で報告する</u></p> <p><u>第27条 金銭出納並びに管理は会計がその任にあたる</u></p> <p><u>第31条 本会会則施行に関する細則は幹事会がこれを定める</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第7章 付則</u></p> <p><u>第30条 本会会則は平成11年2月20日をもってその効力を発する</u></p> <p><u>第32条 平成16年11月14日に改定された条項は同日をもって効力を発する</u></p> <p><u>第33条 平成17年10月30日をもってその効力を発する</u></p> <p><u>第34条 平成19年6月23日をもってその効力を発する</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
---	--

※補足 本文下線部が改訂箇所となっています。

平成22年度 決算報告

(自 平成22年4月 1日)

(至 平成23年3月31日)

目白大学同窓会

収入之部

科 目	22年度予算額	22年度決算額	増 減	摘 要
卒業生会費				終身会費：@25,000円
平成21年度卒業生会費	32,875,000	30,325,000	2,550,000	1,213名(H23.3月/1,193名・9月/20名)
その他の収入	150,000	0	150,000	桐和祭お礼・奨励費事業返金他
預金利息	26,000	26,889	△ 889	
本年度帰属収入計A	33,051,000	30,351,889	2,699,111	
前年度繰越金	123,426,432	123,426,432	0	
合 計	156,477,432	153,778,321	2,699,111	

支出之部

科 目	22年度予算額	22年度決算額	増 減	摘 要
広告宣伝費	4,000,000	3,517,828	482,172	広報誌・学祭案内DM印刷費他
大学祭協賛費	600,000	637,300	△ 37,300	大学祭協賛金・パンフ広告費
通信費	700,000	1,201,900	△ 501,900	電話代・広報誌・学祭案内発送費他
消耗品費	150,000	242,794	△ 92,794	
会議費	350,000	515,465	△ 165,465	大学祭「卒業生の部屋」運営費含む
人件費	800,000	0	800,000	事務局アルバイト人件費
交際費	100,000	117,447	△ 17,447	
旅費交通費	600,000	699,003	△ 99,003	
慶弔費	300,000	181,500	118,500	
賃借料	390,000	151,620	238,380	サーバーレンタル費用
在学生補助特別費	1,200,000	1,142,630	57,370	課外活動奨励費事業
支払手数料	70,000	59,961	10,039	
備品費	0	0	0	
本年度帰属支出計B	9,260,000	8,467,448	792,552	
次年度繰越金	147,217,432	145,310,873	1,906,559	
合 計	156,477,432	153,778,321	2,699,111	

本年度帰属収支差額 A-B	23,791,000	21,884,441	1,906,559	
------------------	------------	------------	-----------	--

<注記事項>

増減額は予算額から決算額を差し引いてあります。

したがって、収入之部の無印は予算に足りず、△印は予算を超えた収入、支出之部の無印は予算以内の支出、△印は予算超過支出を示します。

次年度繰越金及び預金等 内訳

項 目	平成22年3月31日	平成23年3月31日	備 考
現 金	5,728	866,693	
普通預金			
りそな銀行/新都心営業部	96,241,451	139,124,749	
三菱東京UFJ銀行/岡山駅前支店	2,661,871	3,799,292	
みずほ銀行/大船駅前支店	1,024	1,024	
(小 計)	(98,904,346)	(142,925,065)	
未収入金	24,576,000	519,115	経費分戻り他
仮払震災見舞金		1,000,000	
未払金	△ 59,642	0	
次年度繰越金	123,426,432	145,310,873	

<注記事項>

1. 公益法人会計基準に準拠して作成してあります。
但し、貸借対照表は省略しました。

上記の通り、ご報告します。

平成23年5月27日

事務局長

田中 了

監査の結果、上記の通り相違ないものと認めます。

平成23年6月18日

会計監査

坂本幸久

平成23年度 予算案

(自 平成23年4月 1日)

(至 平成24年3月31日)

目白大学同窓会

収入之部

科 目	22年度決算額	23年度予算額	増 減	摘 要
卒業生会費				終身会費：@25,000円
平成22年度卒業生会費	30,325,000	30,325,000	0	1,217名卒業予定(9月卒業者24名含む)
その他の収入	0	10,000	△ 10,000	桐祭祭出店お礼
預金利息	26,889	30,000	△ 3,111	
本年度帰属収入計A	30,351,889	30,365,000	△ 13,111	
前年度繰越金	123,426,432	145,310,873	△ 21,884,441	
合 計	153,778,321	175,675,873	△ 21,897,552	

支出之部

科 目	22年度決算額	23年度予算額	増 減	摘 要
広告宣伝費	3,517,828	4,000,000	△ 482,172	広報誌・学祭案内DM印刷費他
大学祭協賛費	637,300	500,000	137,300	大学祭協賛金・パンフ広告費
通信費	1,201,900	1,200,000	1,900	電話代・広報誌・学祭案内発送費他
消耗品費	242,794	400,000	△ 157,206	
会議費	515,465	550,000	△ 34,535	大学祭「卒業生の部屋」運営費含む
人件費	0	0	0	事務局アルバイト人件費
交際費	117,447	120,000	△ 2,553	
旅費交通費	699,003	700,000	△ 997	
慶弔費	181,500	200,000	△ 18,500	
賃借料	151,620	160,000	△ 8,380	サーバーレンタル費用、 コピー機リース・保守料
在学生補助特別費	1,142,630	1,200,000	△ 57,370	課外活動奨励費事業 東日本大震災在学生奨学金
支払手数料	59,961	70,000	△ 10,039	
業務委託費	0	5,000,000	△ 5,000,000	事務局業務外部委託
本年度帰属支出計B	8,467,448	14,100,000	△ 5,632,552	
次年度繰越金	145,310,873	161,575,873	△ 16,265,000	
合 計	153,778,321	175,675,873	△ 21,897,552	

本年度帰属収支差額 A-B	21,884,441	16,265,000	5,619,441	
------------------	------------	------------	-----------	--